

建設汚泥利用マニュアル（案）

（建設汚泥に関する制度と基準及び関連法令集）

平成17年12月

中部地方建設副産物対策連絡協議会

目次

	ページ
総論編	
1.1 目的	1
1.2 適用範囲	3
1.3 定義	4
1.3.1 用語の定義等について	4
1.3.2 建設汚泥の定義	5
1.3.3 建設汚泥の取扱い	6
1.4 建設汚泥の利用の考え方	8
1.4.1 建設汚泥の発生抑制	8
1.4.2 再生資源としての利用の促進	9
1.4.3 廃棄物としての取扱い	10
制度編	
2.1 建設汚泥の利用の方法	11
2.2 自ら利用	13
2.3 有償売却	18
2.4 産業廃棄物処理業	19
2.5 個別指定制度	21
手続編	
3.1 建設汚泥再利用の手順	24
3.1.1 企画・設計段階	26
3.1.2 施工計画段階	30
3.1.3 施工段階	32
3.2 個別指定制度の運用状況	33
3.3 再資源化施設設置の申請手続	38
《個別指定制度の地方自治体の担当窓口》	41
資料編	

- 1 . 1 目的
- 1 . 2 適用範囲
- 1 . 3 定義
- 1 . 4 建設汚泥の利用の考え方

1.1 目的

建設汚泥の更なるリサイクル推進には、公共工事が利用の先導的な役割を果たす必要がある。「建設汚泥利用マニュアル(案)」(以下、「本マニュアル」という。)は、中部地方における公共工事に関して、建設汚泥を適正、かつ、的確に利用するための制度の解説、各廃棄物行政庁における建設汚泥の取扱いなどを示し、建設汚泥の利用の促進を図ることを目的とする。

【解説】

本マニュアルは、中部地方の公共工事において、建設汚泥を適正、かつ、的確に利用するための制度の解説と利用方法の手順を示し、リサイクルの促進を図ることを目的とするものである。

建設汚泥は、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」(以下、「廃棄物処理法」という。)に規定される産業廃棄物に該当するため、その取扱いは同法に基づいて行う必要がある。このため、本マニュアルでは「2. 制度編」において建設汚泥を利用するための諸制度の概要を示す。

建設汚泥が発生する現場は、掘削が主体で現場内での利用は困難であるため、発生工事とは異なる現場で利用されることが多い。このようなことから、その発生、再資源化(中間処理)及び利用に係わるそれぞれの技術者が、共通の認識の下に建設汚泥の利用を進めるための技術基準等の整備が求められてきた。

「発生土利用基準について」(平成16年3月31日国官技発第341号、国官技第669号)において、建設汚泥とこれと同等の性状の浚渫土とを合わせて泥土として整理され、概括的な技術基準等が示されている。また、同基準の解説として「建設発生土利用技術マニュアル(第3版): 独立行政法人土木研究所」(以下「発生土マニュアル」という。)が作成されている。

本マニュアルは、次の「総論編」「制度編」「手続編」の3編で構成している。

1. 総論編

本マニュアル策定の背景から目的、構成を示すとともに、建設汚泥の定義及びリサイクルの考え方を示す。

1. 目的
2. 適用範囲
3. 定義
4. 建設汚泥の利用の考え方

2．制度編

「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」(以下、「廃棄物処理法」という。)の規定等、建設汚泥を利用するための法律・制度を概説し、有用物としての利用(自ら利用、有償売却、個別指定制度)について説明する。

- 1．建設汚泥の利用方法
- 2．自ら利用
- 3．有償売却
- 4．産業廃棄物処理業
- 5．個別指定制度

3．手続編

建設汚泥を利用する際の手続に関して、再利用するまでの全体の手順を概説した上で段階的に関係者の役割を解説する。この手続のうち、制度編で示した各制度の申請の手続について解説する。

- 1．建設汚泥利用の手順
- 2．個別指定制度の運用状況
- 3．個別指定の手続
- 4．再資源化施設設置の申請手続

本文は、行うべき最低限の内容、解答は本文で規定された内容の補足や考え方、根拠等を示す。

1.2 適用範囲

本マニュアルは、原則として中部地方における公共工事に関して、建設汚泥を建設資材（土木資材等）として利用する場合に適用する。

なお、基本的な手続等については、「廃棄物処理法」によるものとする。

【解説】

本マニュアルは、中部地方における公共工事発注機関が発注する建設工事に伴い副次的に発生する発生土のうち、建設汚泥を建設資材として再生利用する場合を対象としている。

なお、対象とする建設汚泥は、「土壌の汚染に係る環境基準」（平成3年8月23日、環境庁告示第46号別表、改正平成13年環境庁告示第16号）等の環境安全性が確保されていることを前提とする。

1.3 定義

1.3.1 用語の定義等について

本マニュアルで用いている用語の定義は、次のとおりとする。	
占有者	: 自己のためにする意思で、物を所持している者。
発注者	: 建設工事の注文者。
有価物	: 金銭上の価値があるもの。
有用物	: 占有者が自ら利用し、又は他人に売却できるもの。
廃棄物	: 占有者が自ら利用し、又は他人に有償で売却することができないために不要になった物。
元請業者	: 発注者から直接建設工事を請け負った建設業を営む者。(= 元請施工者。)
下請業者	: 建設工事を他の者から請け負った建設業を営む者。
再資源化	: 使用済物品のうち有用なもの全部又は一部を再生資源又は再生部品として利用することができる状態にすること。
建設副産物	: 土木建築に関する工事に伴い副次的に得られた物品。
排出事業者	: 廃棄物を排出する者であり、建設工事等においては、原則として発注者から直接工事を請負う元請業者。
発生土	: 建設工事の伴い副次的に発生する土砂や泥土。
泥土	: 発生土のうち、コーン指数が200 kN/m ² 以下となるもので、掘削工事から生じる泥状の掘削物及び泥水。
建設汚泥	: 泥土のうち「廃棄物処理法」に規定する産業廃棄物の中の汚泥として取り扱われるもの。
処分	: 「処分」とは、中間処理と最終処分をいう。
中間処理	: 「中間処理」とは、減量・減容化、安定化・無害化等を目的として行う処理をいう。
最終処分	: 「最終処分」とは、埋立処分、海洋投入処理又は有用物等にする再生をいう。
再生利用業者	: 知事等に申請し、廃棄物の種類、発生場所、再生利用の場所及び用途について審査され、必要、かつ、適当と判断され指定を受けた者。
再生活用業者	: 再生利用業者のうち、再生利用のために産業廃棄物の処分を行う者。
再生輸送業者	: 再生利用業者のうち、再生利用のために産業廃棄物の収集又は運搬を行う者。
また、本マニュアルでは「処理」を、「法的なもの」と「技術的なもの」との2つの意味で用いる。	
前者の意味で用いる場合には、『 』を付けて『処理』と表現する。	
法的な意味の『処理』とは、「廃棄物処理法」における産業廃棄物の分別、保管、収集、運搬、処分等をいう。	
技術的な意味の処理とは、脱水、乾燥、安定処理、焼成等建設汚泥を再資源化するための行為をいう。	

【解説】

本マニュアルで用いる用語については、基本的に次の法律に定められている定義に従って行っている。

- ・ 廃棄物の処理及び清掃に関する法律（廃棄物処理法）
- ・ 資源の有効な利用の促進に関する法律（資源有効利用促進法）
- ・ 建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（建設リサイクル法）

しかし、これらにおいて定義がなされていないものについては、「建設発生土利用技術マニュアル」、「建設汚泥リサイクル指針」、「建設廃棄物処理マニュアル」などを活用して、定義を行った。

1.3.2 建設汚泥の定義

掘削工事から生じる泥状の掘削物及び泥水を泥土といい、このうち「廃棄物処理法」に規定する産業廃棄物として取り扱われるものを建設汚泥という。

【解説】

泥土とは、発生土のうち、コーン指数が 200 kN/m^2 以下となるものである。また、建設汚泥とは「廃棄物処理法」に規定される産業廃棄物の中の汚泥として取り扱われるものであり、標準仕様ダンプトラックに山積みできず、その上を人が歩けないような流動性を呈する状態のものである。この状態を土の強度を示す指標でいえば、コーン指数がおおむね 200 kN/m^2 以下又は一軸圧縮強さがおおむね 50 kN/m^2 以下である。ただし、標準仕様ダンプトラックに山積みできるものであっても、運搬中に流動性を呈するものは建設汚泥に該当する。

なお、建設汚泥に該当しない泥土には、泥土に該当する浚渫土、泥水などを使用しない地山掘削から発生した泥土、そのままの状態で他者に売却するもの（余剰泥水の再利用、スラリー化安定処理の調整泥水等）等がある。

発生土における建設汚泥の位置づけを図1-1に示す。

なお、建設汚泥は「廃棄物処理法」の適用を受けるため、産業廃棄物管理票（マニフェスト）での管理を行うなど廃棄物処理法を遵守し、適正に『処理』しなければならない。

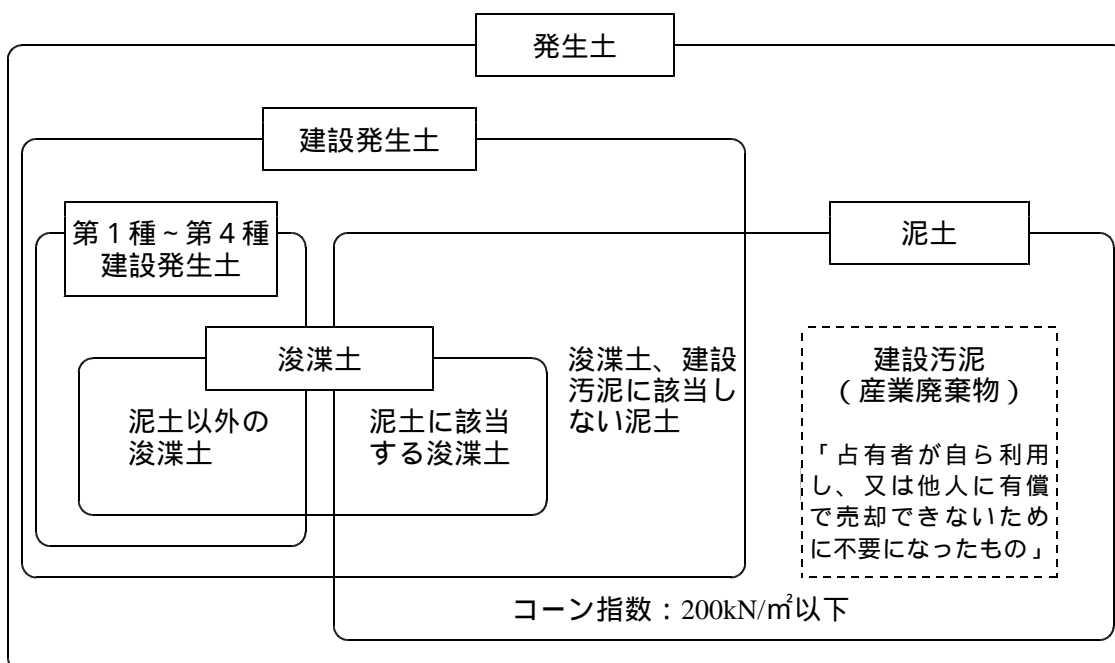


図1-1 発生土における建設汚泥の位置付け

1.3.3 建設汚泥の取扱い

「建設汚泥処理指針」(平成13年6月環産第276号)により、建設汚泥であると排出事業者が判断した場合は、「廃棄物処理法」に従い適正に『処理』をしなければならない。

【解説】

「建設廃棄物処理指針」に示す建設汚泥の取扱(建設汚泥の判断基準)の内容は、次のとおりである。

建設廃棄物処理指針 2.3(解説) (7)建設汚泥の取扱い(抜粋)

地下鉄工事等の建設工事に係る掘削工事に伴って排出されるもののうち、含水率が高く粒子が微細な泥状のものは、無機性汚泥(以下「建設汚泥」という。)として取り扱う。また、粒子が直径74ミクロンを超える粒子をおおむね95%以上含む掘削物にあっては、容易に水分を除去できるので、ずり分離等を行って泥状の状態ではなく流動性を呈さなくなったものであって、かつ、生活環境の保全上支障のないものは土砂として扱うことができる。

泥状の状態とは、標準仕様ダンプトラックに山積みができず、また、その上を人が歩けない状態をいい、この状態を土の強度を示す指標でいえば、コーン指数がおおむね200kN/m²以下又は一軸圧縮強度がおおむね50kN/m²以下である。

しかし、掘削物を標準仕様ダンプトラック等に積み込んだ時には泥状を呈していない掘削物であっても、運搬中の練り返しにより泥状を呈するものもあるので、これらの掘削物は「汚泥」として取り扱う必要がある。なお、地山の掘削により生じる掘削物は土砂であり、土砂は廃棄物処理法の対象外である。

この土砂か汚泥かの判断は、掘削工事に伴って排出される時点で行うものとする。掘削工事から排出されるとは、水を利用し、地山を掘削する工法においては、発生した掘削物を元の土砂と水に分離するまでを、掘削工事としてとらえ、この一体となるシステムから排出される時点で判断することとなる。

「建設工事から生ずる廃棄物の適正処理について」(平成11年3月23日、衛産第20号、別添、建設廃棄物処理指針)より

なお、本マニュアルで想定する建設汚泥は、泥水式シールド工法、連続地中壁工法、場所打杭工法等、地価掘削面の崩壊防止又は掘削土の流動化排土のために泥水を用いる工法などから生じるものであり、おおむね表 1 - 1 のとおりに分類される。

表 1 - 1 建設汚泥の分類

分類	性状	主な発生工法
非自硬性汚泥		
泥水状汚泥	含水比が高く、機械式脱水により減量化が可能である。	<ul style="list-style-type: none"> ・泥水式シールド工法 ・連続地中壁工法 ・アースドリル工法
泥土状汚泥	含水比が比較的 low、機械式脱水が困難である。	<ul style="list-style-type: none"> ・泥土圧シールド工法 ・アースドリル工法
自硬性汚泥	セメント等が混入しており、放置すれば固結する。	<ul style="list-style-type: none"> ・高圧噴射攪拌工法 ・ソイルセメント壁工法（SMW工法等）

資料：「建設汚泥リサイクル指針」（建設省監修）

1.4 建設汚泥の利用の考え方

1.4.1 建設汚泥の発生抑制

発注者及び元請業者は、設計、施工等にあたり、建設汚泥の発生抑制に努める必要がある。

【解説】

建設汚泥の発生抑制とは、設計や施工の工夫により建設汚泥の発生量を抑制することである。

なお、発生した建設汚泥を「自ら利用」等で利用するものは、「発生抑制」にあたらぬ。

発注者は、工事の設計にあたって、建設汚泥の発生抑制に努める必要がある。また、元請施工者も施工計画立案や施工にあたっては、施工上の工夫等により建設汚泥の発生抑制に努める必要がある。

ただし、建設工事の設計や施工法の選定は、副産物の観点のみで決定されるものではなく、対象土質や近隣条件（騒音、振動公害等）、施工時の安全性、コスト、工期などを総合的に判断して決定すべきものであることはいうまでもない。

なお、設計、施工において考えられる建設汚泥発生抑制策としては、次のようなものがある。

- ・ 汚泥、安定液を使用しない工法の採用
- ・ 掘削断面の合理化により掘削土量の抑制
- ・ 発生現場内での脱水等

1.4.2 再生資源としての利用の促進

建設汚泥の利用にあたっては、目的とする構造物の機能、品質の確保及び生活環境の保全を前提として、その利用の促進を図る必要がある。

【解説】

1) 建設汚泥の再生利用の考え方

建設汚泥は、もともとは自然界に存在する土を主体とするものであり、適切な再資源化及び取扱いを行うことにより建設資材として利用することが可能である場合が多い。

また、汚泥処理土の利用にあたっては、必要とする品質（土質）を明確に示し、それに適合する処理土を確実に利用（受入）することが重要である。

2) 構造物の機能、品質の確保及び生活環境の保全

建設汚泥を再利用する場合、次の2項目について配慮する必要がある。

(1) 建設資材としての品質の確保

建設汚泥を利用する場合であっても、他の建設資材と同様に、その目的とする構造物の機能、品質の確保を前提とし、そのための要求品質が確保された資材として使用する。

(2) 生活環境の保全

建設汚泥の利用に当たっては、対象とする建設汚泥が「土壤環境基準」などの環境安全性が確保されたものであること。また、処理土の利用に際して事前に経時的变化を踏まえた上で、環境安全性が確保されるなど生活環境保全上支障のないことが予測できることが前提である。

なお、施工に際しては、次のような生活環境保全への配慮をする。

- ・処理方法によっては、処理土のpHが高くなることがあるが、このような場合は表流水、浸出水が公共用水域へ流出しないよう排水処理や盛土等の設計上の配慮（覆土・敷土等）を行う。
- ・流出、のり面崩壊対策等、一般的な土構造物と同様の設計、施工上の配慮を行う。
- ・必要に応じ土壤汚染等の監視を行う。

1.4.3 廃棄物としての取扱い

産業廃棄物として取り扱われる建設汚泥は、「廃棄物処理法」の適用を受けるため、再資源化する場合であっても、法律を遵守して適正に『処理』しなければならない。

【解説】

1) 自己処理と委託処理

産業廃棄物を『処理』する方法には、次の二つの方法がある。

- ・自己処理：排出事業者が自ら産業廃棄物を『処理』すること。（「自ら利用」とは異なる。
- ・委託処理：排出事業者が産業廃棄物処理業者に産業廃棄物の『処理』を委託すること。

排出事業者が自己処理する場合は、「廃棄物処理法」に規定する処理基準を遵守しなければならない。また、委託処理する場合は、委託先の産業廃棄物処理業者の許可の確認、書面による委託契約の締結、産業廃棄物管理票（マニフェスト）の交付などの各基準を遵守しなければならない。

2) 建設汚泥の保管

「廃棄物処理法」においては、廃棄物の『処理』を「分別」、「保管」、「収集運搬」、「再生」及び「処分」（中間処理、最終処分）に区分して、それぞれの『処理』に関する基準を定めている。建設汚泥の保管にあたっては、「廃棄物処理法」に規定される処理基準（産業廃棄物保管基準）を遵守しなければならない。

3) 建設汚泥の中間処理と再生

建設汚泥の中間処理は、再生利用のほか、管理型最終処分場への前段階としての減量化、安定化、無害化を目的として処理を行う場合もある。

これらの中間処理は、いずれも「廃棄物処理法」に遵守すべき基準が定められている。

建設汚泥を中間処理又は再資源化する施設のうち、次に該当する場合は、産業廃棄物処理施設（中間処理施設）として県・政令市等の施設設置許可が必要となる。

- ・汚泥の脱水施設：処理能力が10 m³/日を超えるもの
- ・汚泥の乾燥施設：処理能力が10 m³/日を超えるもの（天日乾燥は100 m³/日）

注1) 産業廃棄物処理施設の処理能力とは、当該施設に投入される前の時点における産業廃棄物の量である。

2) 1日当たりの処理能力とは、産業廃棄物処理施設が1日24時間稼働の場合にあつては、24時間の定格標準能力を意味し、それ以外の場合は実稼働時間における定格標準能力を意味する。ただし、実稼働時間が1日当たり8時間に達しない場合には稼働時間を8時間とした場合の定格標準能力とする。

また、施設設置許可の申請にあたっては、添付書類として必要なため生活環境影響調査を行わなければならない。

なお、上記に示す処理能力を超えない（許可規模以下）の施設であっても届出等の必要な場合があるため、県・政令市等の環境部局と協議しその指示に従わなければならない。また、施設の設置については、水質汚濁防止法、下水道法などの関連法令に基づく自治体の環境部局の指導に従い、必要な届出などを行わなければならない。

4) 建設汚泥の埋立処分

建設汚泥を最終処分する場合は、産業廃棄物の汚泥として取り扱われることから、管理型最終処分場において埋立処分しなければならない。

- 2 . 1 建設汚泥の利用方法
- 2 . 2 自ら利用
- 2 . 3 有償売却
- 2 . 4 産業廃棄物処理業
- 2 . 5 個別指定制度

2.1 建設汚泥の利用の方法

建設汚泥の利用方法には、次のものがある。

- 1) 自ら利用
- 2) 有償売却
- 3) 産業廃棄物処理業
- 4) 個別指定制度

【解説】

1) 「自ら利用」と「有償売却」

廃棄物の定義より、「自ら利用」したり、「有償売却」するものは廃棄物に該当せず、廃棄物処理法の規制を受けないことになる。

この、「自ら利用」及び「有償売却」とは、一般には改質等により廃棄物を有用物（有価物たる性状を有するもの）として、これを利用するものである。

ただし、「廃棄物処理法」の適用を逃れることを目的に、「自ら利用」、「有償売却」と称して不適正な『処理』を行ってはならず、不適正な『処理』を行うと「廃棄物処理法」などにより処罰を受ける場合がある。

なお、建設汚泥において改質等を行わなくても有価物であるものとしては、泥水使用工事の施工者等への資材として売却される余剰泥水などがある。

2) 「産業廃棄物処理業」と「個別指定制度」

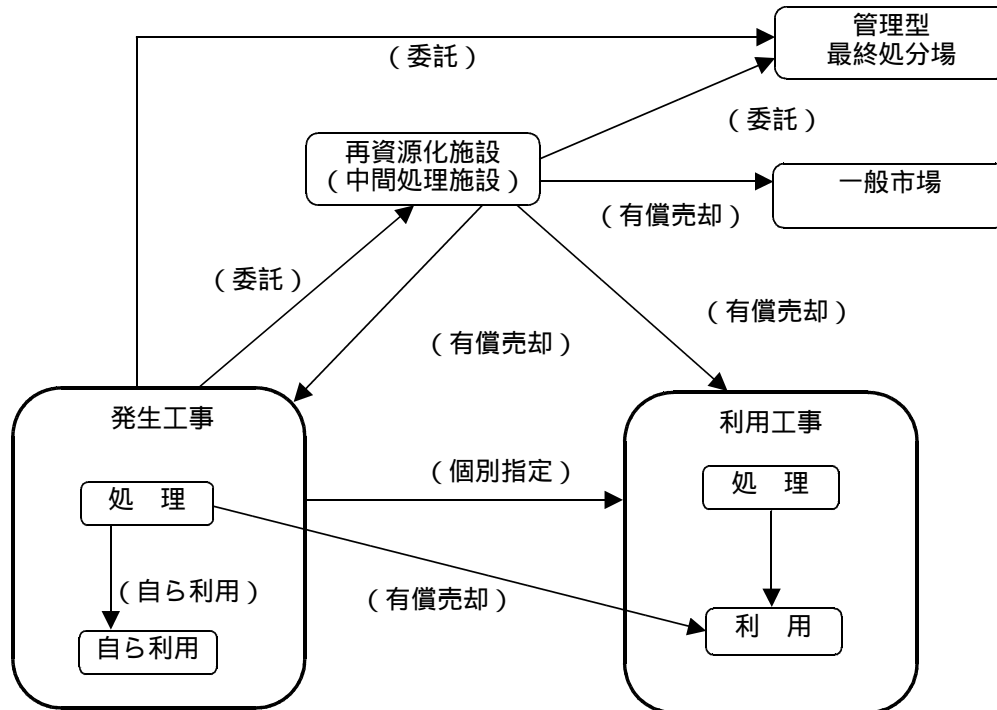
産業廃棄物の収集運搬又は処分を業として行う者は、産業廃棄物処理業の許可を得なければならない。

なお、法に基づく産業廃棄物処理業の許可制度の例外として指定制度がある。その中のひとつである個別指定制度は、再生利用が確実である産業廃棄物のみの処理を業として行う者を都道府県知事等が指定し、産業廃棄物処理業の許可を不要とするものであり、これにより産業廃棄物の再生利用を推進する制度である。

具体的には、個別指定を受けようとする者の申請に基づき、都道府県知事等が審査の結果、指定の基準に適合していると認められるときは、再生利用に係る産業廃棄物を特定した上で、その再生輸送（再生利用のために産業廃棄物の収集又は運搬を行うことをいう。）を業として行う者を「再生輸送業者」として、また、その再生活用（再生利用のために産業廃棄物の処分を行うことをいう。）を業として行う者を「再生活用業者」として指定し、再生利用個別指定業者指定証を交付する。

3) 建設汚泥の『処理』パターン

建設汚泥の『処理』パターンを図2-1に示す。



注：～は有用物であることが前提である。

図2-1 建設汚泥の『処理』パターン

建設汚泥の『処理』パターンについて整理したものを次に示す。

<自ら利用で処理するケース>

発生工事で建設汚泥を処理し、自ら利用するケース

<有償売却で処理するケース>

発生工事で建設汚泥を処理し、利用工事に売却（有償売却）し利用するケース

再資源化施設（中間処理施設）に建設汚泥の処理を委託し、再び発生工事で有償購入し利用するケース

再資源化施設（中間処理施設）に建設汚泥の処理を委託し、利用工事で有償購入し利用するケース

再資源化施設（中間処理施設）に建設汚泥の処理を委託し、資材として他の利用工事で有償購入し利用するケース

<個別指定で処理するケース>

利用工事で個別指定を受け利用するケース

<最終処分場で処理するケース>

再資源化施設（中間処理施設）に委託し、建設汚泥を含水率85%以下に脱水処理し、管理型最終処分場で処分するケース

発生工事で建設汚泥を含水率85%以下に脱水処理し、管理型最終処分場に最終処分を委託するケース

2.2 自ら利用

建設汚泥を自ら利用する場合は、その利用に際して生活環境保全上の支障がなく、利用用途に応じた適切な品質を有し、その利用が確実にできるように処理し、有用物としなければならない。

【解説】

「自ら利用」とは、産業廃棄物の有用性を高め有用物としたものを占有者が自ら使用することをいう。したがって、建設汚泥を「自ら利用」するにあたっては、「有用物」に相当するまで改質を行う必要がある。「有用物」に相当するかについての統一的な判断基準は示されていないが、中部地方管内の各廃棄物行政庁における判断基準は、表2-1のとおりとなっている。

なお、この基準を活用して、泥土の産業廃棄物への該当性を検討することも想定されるが、その判断時点をいつにするか（いわゆる泥土の発生時点の問題）で、泥土の性状が異なってくる。

泥土の判断時点としては、「掘削時点」「一連の工程の終了時点」「工事現場から場外へ搬出される時点」など様々な捉え方があるが、これらについては、各廃棄物行政庁と相談して、産業廃棄物への該当性を検討する必要がある。

表 2 - 1 中部地方管内の廃棄物行政庁における建設汚泥の自ら利用についての「有用物」の判断基準

廃棄物行政庁	建設汚泥の自ら利用についての「有用物」の判断基準	認めている『自ら利用』のパターン
岐阜県	物理的特性 「建設汚泥リサイクル指針（旧建設省）」の第4種処理土相当以上（ただし、購入土と同等の品質であり、盛土材として利用可能なもので、実際に盛土等として利用する場合） 化学的特性 「土壌環境基準」による	a、b、c
岐阜市	物理的特性 「購入土と同程度の品質」（ただし、自然物由来以外のものが含まれる場合は、改良を施しても「廃棄物であり『自ら利用』は認められない。） 化学的特性	a、b、c
静岡県	物理的特性 <i>建設汚泥の「自ら利用」は、原則として認めていない。</i> 化学的特性 「廃棄物の試験使用」という制度を運用しており、同制度を用いることで、一部「自ら利用」は可能	- - - - -
静岡市	物理的特性 「（公共工事の）発注者が使用可能と認める品質」 化学的特性	a、b、c
浜松市	物理的特性 「建設汚泥の再生利用指針（浜松市 H10.3）」に定める基準（利用場所、利用用途を限定）（利用用途の要求品質基準の満足を求めている。（参考基準値：400 kN/m ² 以上）） 化学的特性	a、b、c

1：「認めている自ら利用のパターン」とは、P16図2-2に示す「自ら利用」のパターンを示す。

表 2 - 1 中部地方管内の廃棄物行政庁における建設汚泥の自ら利用についての「有用物」の判断基準

廃棄物行政庁	建設汚泥の自ら利用についての「有用物」の判断基準	認めている『自ら利用』のパターン
愛知県	物理的特性 「あいくる材認定基準（コーン指数 800 kN/m ² 以上）」と「利用用途の要求品質」をあわせて総合的に判断 ----- 化学的特性 「土壌環境基準」による	a、b、c
名古屋市	物理的特性 「コーン指数 800 kN/m ² 以上」又は「利用用途に応じた要求品質」 ----- 化学的特性 「名古屋市産廃条例『建設汚泥の再生利用基準』」による	a、b、c
豊田市	物理的特性 「コーン指数 800 kN/m ² 以上」 ----- 化学的特性 「廃棄物処理基準」「土壌環境基準」による	a、b、c
豊橋市	物理的特性 「購入土と同程度の品質」 ----- 化学的特性	a、b、c
岡崎市	物理的特性 「有用物であることの客観的な証明ができるもの（購入土と同品質のもの）」 ----- 化学的特性 「金属等を含む産業廃棄物に係る判断基準」による	a、b、c
三重県	物理的特性 「購入土と同程度の品質」及び「利用用途に応じた要求品質」 ----- 化学的特性	a、b、c

1：「認めている自ら利用のパターン」とは、P16図2-2に示す「自ら利用」のパターンを示す。

「自ら利用」を行う場合の占有者とは、その建設副産物の排出事業者であり、建設汚泥の場合は建設汚泥が発生する工事の元請業者である。したがって、同一発注者の工事であっても元請業者が異なる他現場（他工区）での利用は「自ら利用」には該当しない。しかし、環境負荷低減などの効果を考慮すると、適切な管理のもとでの同一発注者工事間での建設汚泥の利用も必要となってくるものと考えられる。

同一元請業者が「自ら利用」を活用する場合は、利用工事及び利用場所について「廃棄物処理法」上の制限はないが、廃棄物処理施設については種類及び規模に応じて「廃棄物処理法」に基づく設置許可が必要であり、また、それ以下の規模の施設であっても岐阜県域（岐阜市を含む）の場合は届出を要する場合があるので、施設設置にあたっては県・政令市等の要綱等を確認し、所定の手続きを行う必要がある。

「自ら利用」における発生場所と利用場所の関係を図 2 - 2 に示す。

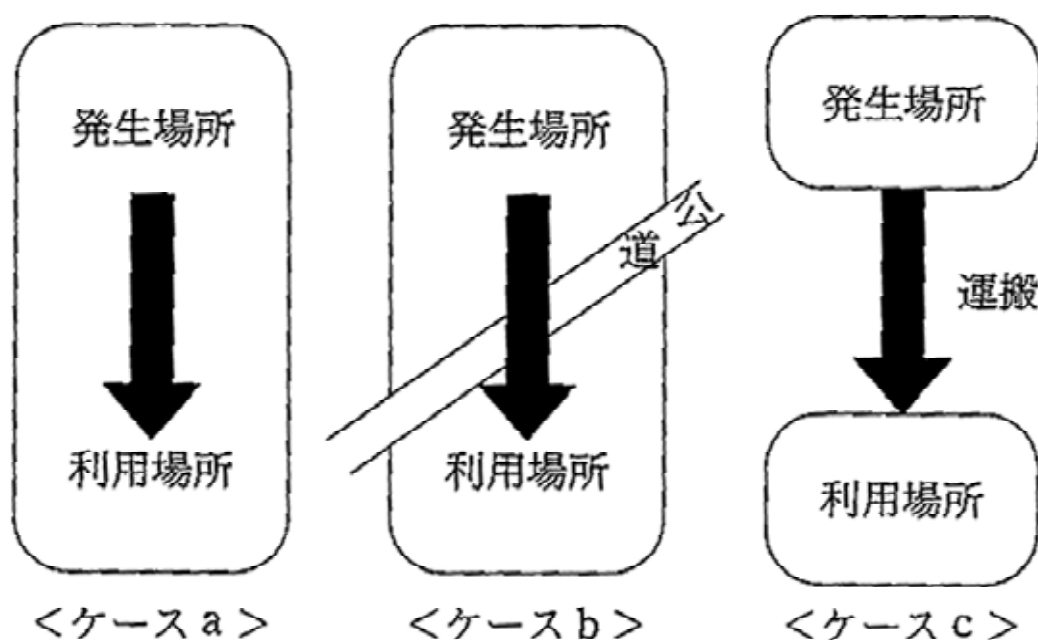


図 2 - 2 「自ら利用」における発生場所と利用場所の関係

- <ケース . a > : 発生場所が同一敷地内で同一元請業者が利用するケース
- <ケース . b > : 公道を挟んで隣接する敷地内で同一元請業者が利用するケース
- <ケース . c > : 発生場所以外の工事で同一元請業者が利用するケース

以上のケースに該当する場合は、必要に応じ「自ら利用」の検討を行う。また、発注工事と利用工事の発注者が異なっても発注工事元請業者と利用工事元請業者が同一であれば双方の発注者の承諾を得て「自ら利用」が可能となるので、「自ら利用」の検討を行う。

この場合、お互いの工事の発注者が「建設汚泥を利用促進する」という同一の姿勢に立つことが重要であることから、元請業者から「『自ら利用』による建設汚泥の利用促進」の提案を受けた場合は、このような取り組みについて積極的に検討する必要がある。

なお、工事現場外で建設汚泥を運搬する場合には、産業廃棄物としての取扱いが必要となる。さらに、下請業者が運搬する場合は、搬出事業者自らの運搬とならないため、原則として「廃棄物処理法」に基づく収集運搬の許可が必要となることに留意しなければならない。

2.3 有償売却

建設汚泥を再資源化し、処理土として有償売却する場合は、目的や利用用途に応じた品質以上となるように処理し、有価物としなければならない。「有償売却」による建設工事での処理土の利用には、次の2つの場合がある。

(1) 一般的な資材として販売されているものを購入して利用する場合

- ・設計図書に示された要求品質を満足することを確認して購入する。

(2) 工事間で利用する場合

(1)に加えて、次の手順が必要

- ・販売者は、購入者と協議し、適用用途基準に基づき建設汚泥を適正に処理し、要求品質を確保する。
- ・購入者は、設計図書に基づく要求品質を販売者に伝達する。
- ・販売者は、品質の検査を行い、その処理方法及び品質検査実績等を明示した書面を作成し、購入者に報告する。

【解説】

「有償売却」とは、占有者が取引者へ建設汚泥又はそれを処理したものを渡し、占有者が引取者より売却代金を受け取ることをいう。

廃棄物とは、「占有者が自ら、利用し、又は他人に有償で売却することができないために不要となった物」であることから、「有償売却」されるものは廃棄物でないため、廃棄物処理法の適用を受けないこととなる。ただし、形式的、脱法的な「有償売却」(売却代金の他に高額な運搬費を設定し、購入者側が結果的に利益を得るような場合など)は建設汚泥の『処理』と取り扱われ、「廃棄物処理法」違反となる場合がある。また、適正な改質を行っていないものをストックヤードに貯蔵(仮置き)する場合、「事業者の保管基準」が適用される。

このようなことから、「有償売却」できるものとは、その利用用途に応じた適正な品質を有するものでなければならない。「適正な品質」というものの統一的な判断基準は示されていないが、表2-1に示す「自ら利用についての『有用物』の判断基準」を参考として判断することとする。

2.4 産業廃棄物処理業

建設汚泥の利用に際し、産業廃棄物処理業（収集運搬業又は処分業）の許可を受けて行う場合は、都道府県知事等の許可を受けなければならない。
また、許可取得後は、廃棄物処理法に基づく処理基準を遵守しなければならない。

【解説】

1) 産業廃棄物処理業の許可

産業廃棄物の収集運搬又は処分を業として行おうとする者は、それぞれの業の許可を管轄区域の都道府県知事等から受けなければならない。ただし、排出者が自ら運搬又は処分を行う場合等は許可が不要である。

産業廃棄物処理業の許可は、図2-3のように区分されている。

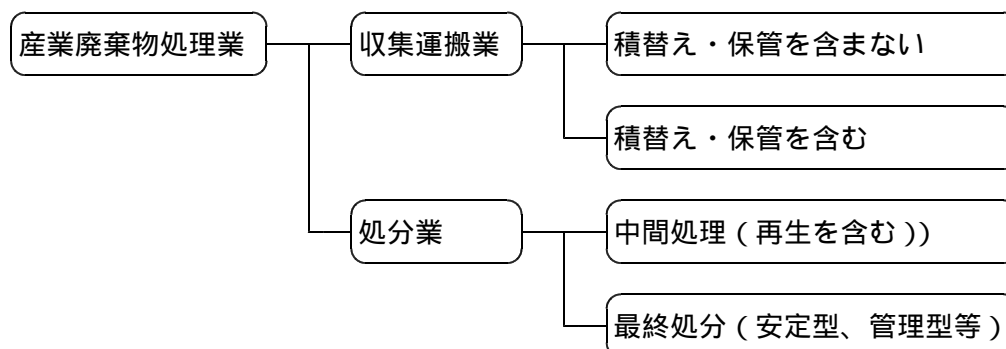


図2-3 産業廃棄物処理業の区分

2) 事業の範囲

許可証には、収集運搬業について取り扱うことができる産業廃棄物の種類及び積替え・保管を含むか含まないかの区別、また、処分業について処分方法ごとに区分して取り扱うことができる産業廃棄物の種類等が記載されている。

許可証に記載されている「事業の範囲」以外の事業を行うことはできないので、事業の範囲を変更するためには、産業廃棄物処理業の事業範囲の変更許可を受ける必要がある。

また、許可を受けていない種類の産業廃棄物の処理を行った場合には、廃棄物処理法に基づき「無許可変更」として罰せられる。

3) 許可の申請と許可の有効期限

産業廃棄物処理業の許可申請には、産業廃棄物の収集運搬業又は処分業のそれぞれについて、新規許可申請、事業範囲の変更許可申請、更新許可申請の3種類がある。

なお、申請に際しては、法第14条第5項及び法第14条第10項に規定する許可基準に適合していることが必要である。

また、許可の有効期限は、許可日から5年間となっており、許可期限を経過すると許可が失効するので、許可期限後も引き続き業を行う場合には、許可期限までに更新許可申請を行わなければならない。

4) 処理業者の責務

産業廃棄物の処理業者は、廃棄物処理法に基づき次の事項を遵守しなければならない。

処理基準（法第14条第12項）

産業廃棄物の運搬、処分及び保管を行う場合は、法で定める産業廃棄物処理基準に従わなければならない。

再委託の禁止（法第14条第14項）

排出事業者から受託した産業廃棄物の収集運搬又は処分を他人に再委託することは、原則として禁止されている。

帳簿の備え付け、記載及び保存（法第14条第15項）

事業場ごとに帳簿を備え、処理した産業廃棄物の種類ごとに、法で定められた事項を記載しなければならない。また、帳簿は毎月末までに記載を終了するとともに、1年ごとに閉鎖し、閉鎖後5年間事業場別に保存しなければならない。

変更（廃止）の届出（法第14条の2第3項）

許可取得後、法で定められた事項に変更を生じた場合には、速やかに（変更があった日から10日以内）変更届を提出しなければならない。また、事業を廃止した場合には、廃止届を提出するとともに許可証を返却しなければならない。

産業廃棄物管理票（マニフェスト）に関する責務（法第12条の3）

産業廃棄物の処理にあたり、排出事業者が交付する産業廃棄物管理票（マニフェスト）の回付、送付、保存などを行わなければならない。

名義貸しの禁止（法第14条の3の3）

産業廃棄物処理業者は、自己の名義をもって、他人に産業廃棄物の収集運搬又は処分を業として行わせてはならない。

その他

上記の～以外にも、廃棄物処理法等の関連法令を遵守し、関係行政庁の処分又は指導に従う必要がある。処理業者が廃棄物処理法若しくはこれに基づく処分に違反したとき、又は法第14条第5項第2号イからヘ（欠格事項）に該当するに至ったときには、その許可を取消、又は事業の全部又は一部の停止を命じられることがあるほか、法第25条～34条に規定されている罰則を科せられることがある。

2.5 個別指定制度

「個別指定制度」は、「廃棄物処理法」に基づく産業廃棄物処理業の許可制度の例外となるものであるが、知事又は政令市長に申請し、知事又は政令市長が審査の結果、必要、かつ、適当と判断した場合に「再生利用業者」を指定するものである。

「個別指定」を受けることによって他人の排出した建設汚泥を産業廃棄物処理業の許可を受けずに再生利用することができるようになる。ただし、一定の種類及び規模以上の再資源化施設については産業廃棄物処理施設の設置許可が必要である。

【解説】

1) 個別指定制度の位置づけ

再生利用制度は、廃棄物の再生利用を促進するために設けられた制度であり、「個別指定制度」はその一形態である。「個別指定制度」の位置づけを図2-4に示す。

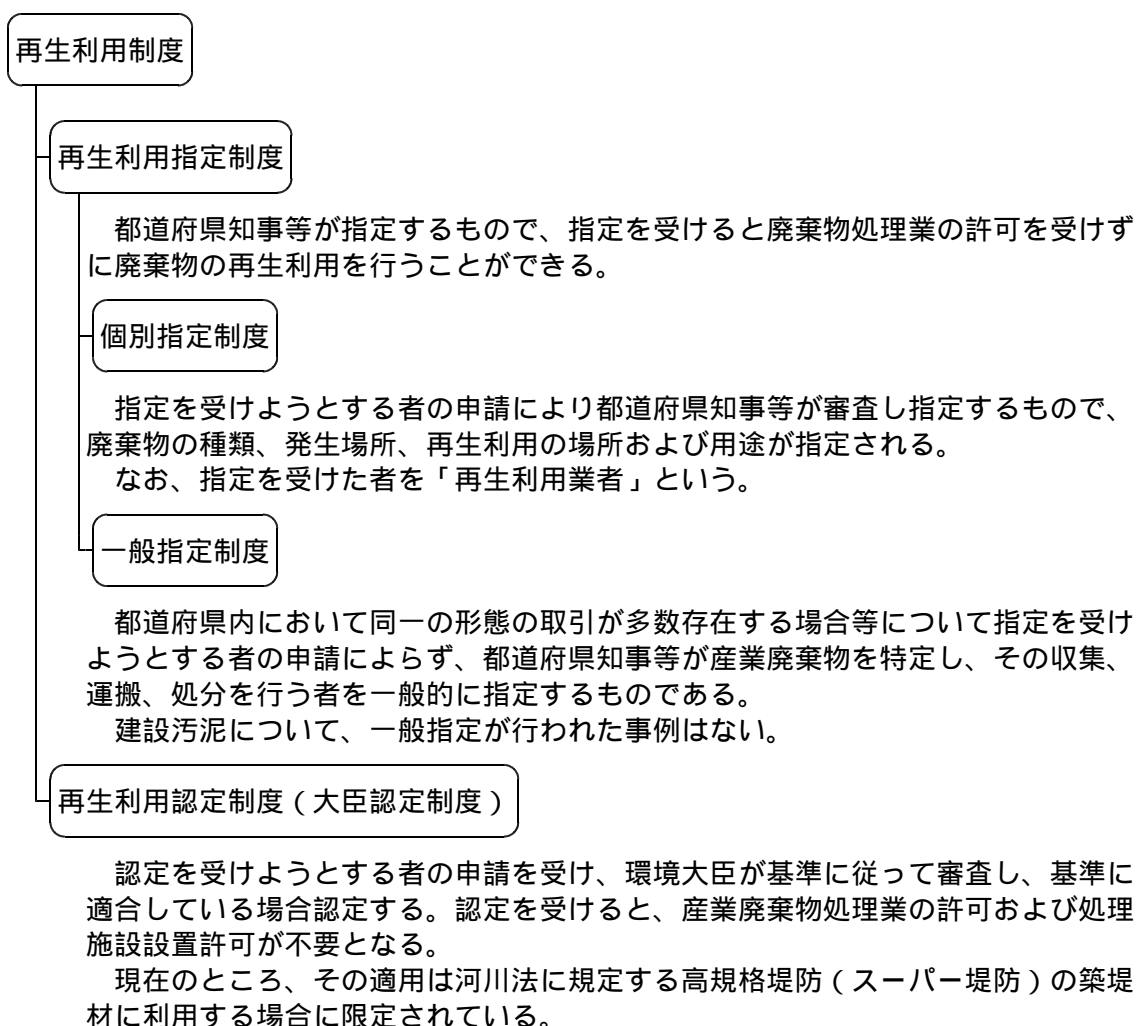


図2-4 「個別指定制度」の位置づけ

2) 個別指定制度の形態

「個別指定制度」を活用して建設汚泥を再生資源化し利用する場合であっても、「廃棄物処理法」の収集運搬、処理基準に従って行うことが必要である。また、再資源化施設は、その種類及び規模により産業廃棄物処理施設の設置許可が必要である。産業廃棄物処理施設の設置許可取得には、期間を要する場合が多いので、企画・設計段階から発注者が県、政令市等の環境部局と協議する必要がある。

知事又は政令市長より指定を受ける「再生利用業者」を整理したものを図2-5に示す。

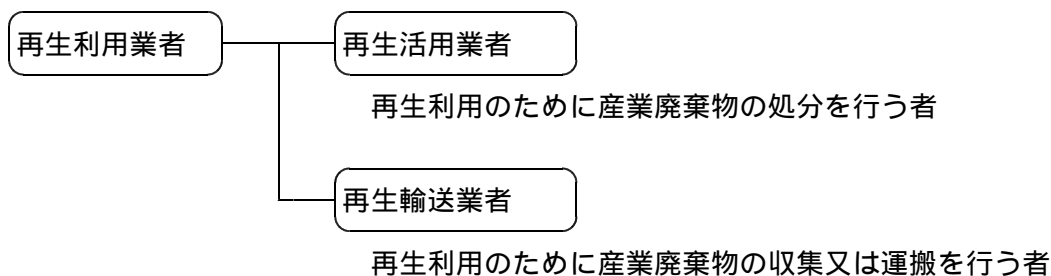


図2-5 「再生利用業者」の分類

「個別指定制度」による再生利用の基本的な形態を図2-6に示す。

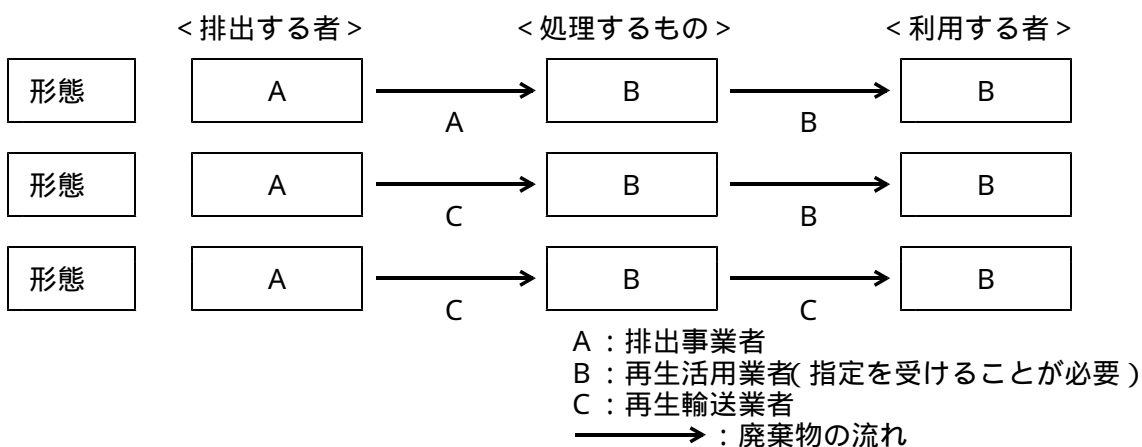


図2-6 「個別指定制度」による再生利用の基本的な形態

3) 個別指定の基準

「個別指定制度」は、法に基づく産業廃棄物処理業の許可制度の例外となるものであり、再生利用されることが確実である産業廃棄物のみの処分を業として行う者を知事又は政令市長が指定し、産業廃棄物処理業の許可を不要とするものである。これにより、産業廃棄物の再生利用を容易に行えるようにするものである。

「個別指定」の基準には、次に示すようなものがある。

- ・施設及び申請者の能力が産業廃棄物処分業の許可の基準（廃棄物処理法施行規則第10条の5各号）に適合すること
- ・対象産業廃棄物の大部分が再生の用に供されること
- ・排出事業者から再生活用に要する適正な費用の一部であることが明らかな料金のみを受け取るなど、再生活用が営利を目的としたものでないこと。

なお、詳細は、平成6年厚生省通知衛産第42号〔P36に抜粋を示す。〕を参照のこと。

ただし、個別指定は都道府県知事等が行うものであるため、自治体によっては厚生省通知の指定基準以外の条件が定められている場合がある。

- 3 . 1 建設汚泥再利用の手順
- 3 . 2 個別指定制度の運用状況
- 3 . 3 再資源化施設設置の手続

3.1 建設汚泥再利用の手順

発生工事及び利用工事における関係者は、建設汚泥の発生抑制及び発生した建設汚泥の適切なりサイクルに関して、それぞれの立場に応じた役割を果たす必要がある。

【解説】

建設汚泥の発生抑制の検討から、記録の保管までの一連の流れを次の三段階に分類して解説する。

- A 企画・設計段階
- B 施工計画段階
- C 施工段階

なお、想定した主な関係者は、次のとおりである。

- a 発生工事の発注者
- b 利用工事の発注者
- c 発生工事の元請業者
- d 利用工事の元請業者

この他に再資源化を行う廃棄物処理業者、県・政令市等の環境部局なども関係者として想定される。

企画・設計段階から施工段階におけるリサイクルの手順と関係者の役割を表3-1及び図3-1に示す。

表3-1 リサイクルの手順と関係者の役割

実施段階	関係者	発生工事	利用工事
A 企画・設計 (3.1.1)	発注者 設計者	A-1) 建設汚泥の発生抑制の検討	A-2) 再資源化された建設汚泥の利用の検討
		A-3) 建設汚泥のリサイクルに関する情報交換	
		A-4) リサイクル方法の検討	
		A-5) リサイクル計画書の作成	
		A-6) リサイクル計画書に基づく発注	
B 施工計画 (3.1.2)	発注者	B-1) 発注者による利用促進計画・利用計画書作成の指示と内容の確認	
	元請業者	B-2) 元請施工者による利用促進計画書・利用計画書の作成と提出	
		B-3) 元請施工者によるリサイクルのための必要な手続きの実施	
C 施工 (3.1.3)	発注者	C-1) 発注者による施工段階における監督	
		C-2) 発注者による終了時における確認と記録の保管	
	元請業者	C-3) 元請施工者による施工段階における管理	
		C-4) 元請施工者によるリサイクル結果の報告と記録の保管	

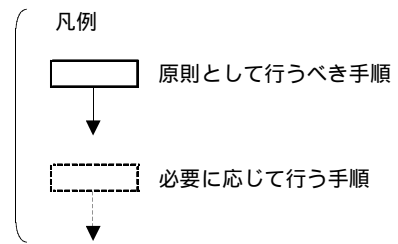
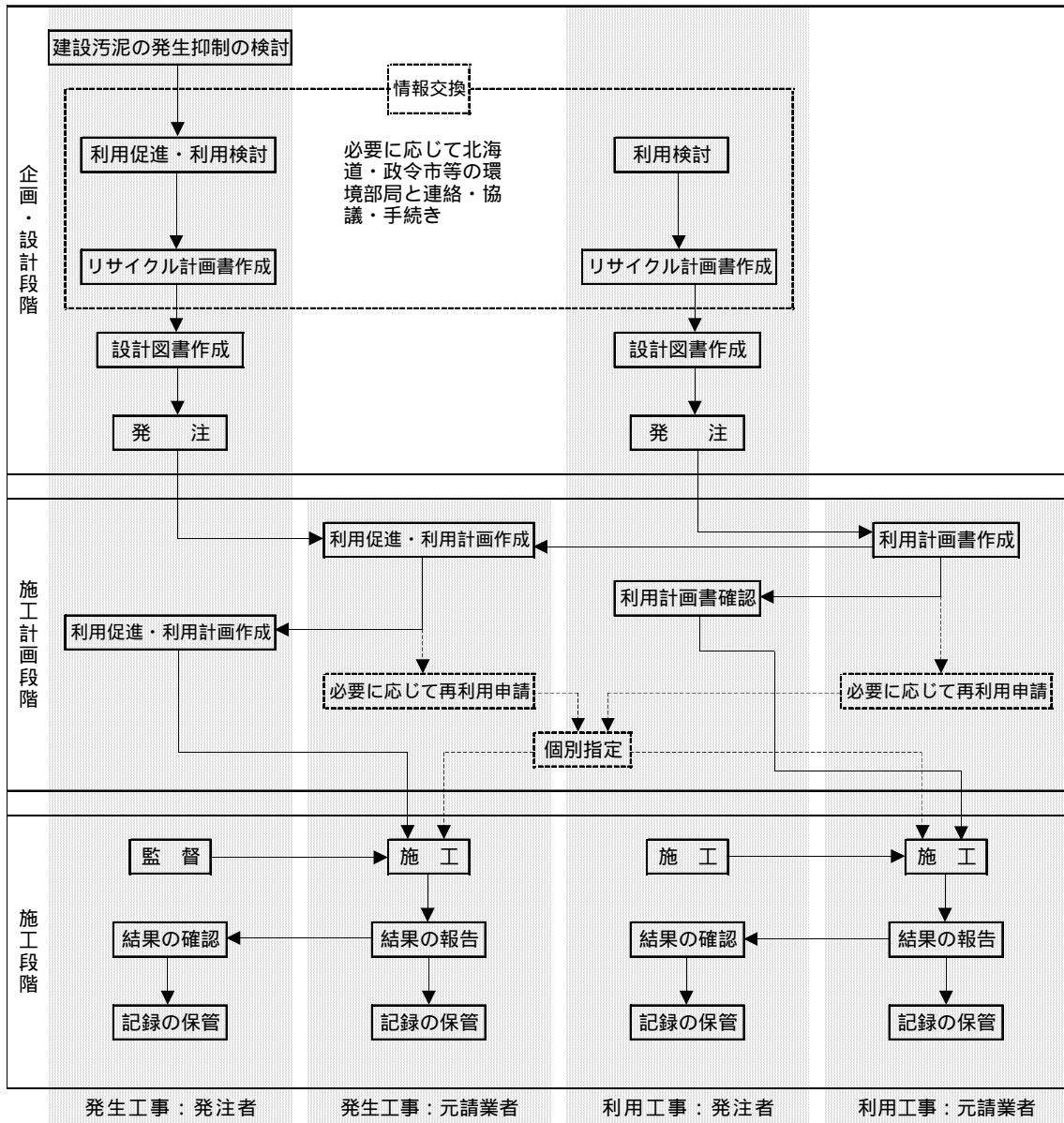


図 3 - 1 リサイクルの手順と関係者の役割

3.1.1 企画・設計段階

企画・設計段階において、発生工事の発注者は、建設汚泥の発生抑制を考慮した設計及び工法の選定に努める必要がある。

建設汚泥は、適切な再資源化により、土質材料や建設資材として種々の用途で利用が可能である。工事を行う場合は、再資源化された建設汚泥の利用を考慮した適切な設計に努める。

また、発生する建設汚泥に関して、リサイクルのための情報を提供、収集、検討し、適切なリサイクル計画書を作成し、この計画書に基づいて発注を行う必要がある。

【解説】

1) 建設汚泥の発生抑制の検討

発生工事の発注者は、建設汚泥の発生抑制を考慮した設計及び工法の選定に努める必要がある。

なお、設計、施工段階において考えられる建設汚泥発生抑制としては、次のようなものがあげられる。

- ・ 泥水、安定液等を使用しない工法の採用
- ・ 掘削断面の合理化などによる掘削土量の抑制
- ・ 発生現場での脱水等

2) 再資源化された建設汚泥利用の検討

建設汚泥は適切な再資源化により、土質材料や建設資材として種々の用途で利用が可能である。

また、利用工事においては、必要とする品質を明確にし、それに適合するものについては確実に受け入れることが重要である。

3) 建設汚泥のリサイクルに関する情報交換

発生工事及び利用工事の発注者は、建設汚泥の適切なリサイクルを進めるために、発生工事、利用工事及び再資源化施設の間で十分な情報交換を行う必要がある。企画

- ・ 設計段階における主な情報交換の内容を表3 - 2に示す。

表3 - 2 企画・設計段階における主な情報交換の内容

発生工事	利用工事	再資源化施設
<ul style="list-style-type: none"> ・ 発生場所 ・ 掘削地盤の土質 ・ 掘削工法 ・ 建設汚泥の発生量と時期 ・ 生活環境保全上の支障の有無等 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 利用場所 ・ 利用用途と要求品質 ・ 利用量と時期 ・ 生活環境保全上の支障の有無等 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 再資源化施設の場所 ・ 処理方法と処理費用 ・ 処理能力 ・ 販売される処理土の品質 ・ 価格及び供給量 ・ 生活環境保全上の支障の有無等

4) リサイクル方法の検討

(1) 「自ら利用」を行う場合

「自ら利用」を行う発生工事の発注者は、再資源化の方法及び利用に当たっての生活環境保全対策を十分に検討する。また、必要に応じて県・政令市等の環境部に連絡する。

なお、次に示すような仮置き場を活用することも、必要に応じて検討する。

仮置き場の機能と設置者

仮置き場には次のような機能があり、建設発生土と同様に仮置き場を確保することは建設汚泥の利用促進に有効である。

- ・ 利用時期、量の調整
- ・ 処理のための事前ストック及び養生

また、仮置き場の設置者としては、発生工事の発注者、元請業者、利用工事の発注者、元請業者、中間処理業者等が考えられる。

廃棄物の保管と有用物の貯蔵（仮置き）

仮置き場で保管等には、次のものがある。

a 「廃棄物処理法」に基づく保管

- ・ 排出事業者が現場内又は外で保管するもの
- ・ 収集運搬業者が積替えのために保管するもの
- ・ 中間処理業者が中間処理の前と後で保管するもの

b 有用物の貯蔵（仮置き）

- ・ 自ら利用のために排出事業者が貯蔵するもの
- ・ 個別指定制度により再生活用業者が建設汚泥を改質して有用物にし貯蔵（仮置き）するもの

産業廃棄物である建設汚泥の保管には、「廃棄物処理法」の処理基準（産業廃棄物保管基準）が適用されるので、これを遵守する必要がある。また、適切な品質が得られるような改良を行う必要がある。

一方、有用物はその利用が確実な場合には、貯蔵（仮置き）についての「廃棄物処理法」の適用はないが、利用が見込まれず不要となったものは廃棄物と見なされるので、余剰な処理土が生じないよう計画段階から十分な検討が必要である。

「廃棄物処理法」以外の法規制等

仮置き場の設置・運営に関して法規制を受ける代表的な施設と規模を表3-3に示す。法規制を受ける設備は、届出・建築確認の取得など必要な手続きを行わなければならない。

その他、周辺の状況等に応じて、雨水の排水処理、騒音・振動防止対策等、生活環境の保全に配慮することが必要である。

表3 - 3 法規制を受ける代表的な施設と規模

対象	項目	適用法規		備考
		法律名	規模	
一般 粉じん	ストックヤード	大気汚染防止法第18条 同施行令第3条別表第2	土石の堆積場の面積 1000㎡以上	一般粉じん発生施設の 設置の届出
	ベルトコンベヤ	同施行規則第10条	ベルト幅 75cm以上	同上
	ふるい		原動機の定格出力 15kW以上	同上
騒音・ 振動	ふるい	騒音規制法第6条同施 行令第1条別表1	原動機の定格出力 7.5kW以上	特定施設の設置の届出
	送風機	同施行規則第11条	原動機の定格出力 7.5kW以上	同上
事務所等		建築基準法	都市計画法に基づく 用途地域等による	建築確認

(2) 工事間で利用しようとする場合

発生工事の発注者と利用工事の発注者は、連携して、利用場所、用途、再資源化方法、再資源化された建設汚泥の品質、利用量、生活環境保全等を十分に検討する。「有償売却」による場合も、必要に応じて県・政令市等の環境部局に確認する。

(3) 現場外の再資源化施設を活用する場合

再資源化施設（中間処理施設）で再資源化された建設汚泥を「有償売却」により購入して利用する場合、利用工事の発注者は、品質及び安全性に関する情報を入手し、利用場所、用途、利用量、生活環境保全上の対策等を十分に検討する。

発生工事の発注者は、工事現場周辺で再資源化施設の存在を調査し、建設汚泥の委託処理を検討する。

5) リサイクル計画書

(1) リサイクル計画書の作成

利用工事及び発生工事の発注者は、前記の検討結果をもとに、「建設リサイクルガイドライン」を参考としてリサイクル計画書を作成する必要がある。

(2) リサイクル計画書の作成

建設汚泥のリサイクルに関するコスト要素には、次に示す項目があげられる。

- ・再資源化のための処理費
- ・購入費（再資源化施設等から購入する場合）
- ・運搬費
- ・保管費
- ・施工費
- ・環境対策費

これらのコスト要素は、処理土に対する要求品質、発生現場と利用現場の距離等個々の条件により大きく異なるので、企画・設計段階において発生工事及び利用工事の発注者は、実状にあわせてリサイクルのためのトータルコストを把握し、適正な費用を計上する必要がある。積算にあたっては、「リサイクル計画書」(積算段階)を利用する。

発生工事及び利用工事の発注者は、リサイクル計画書の内容に基づき、必要な事項を設計図書に明示し、発注する。

3.1.2 施工計画段階

施工計画段階において、発注者（施工管理者を含む）は、元請業者に設計図書により再生資源利用促進計画書（発生工事の場合）又は再生資源利用計画書（発生工事で「自ら利用」する場合及び利用工事の場合）の作成を指示し、その内容を確認する必要がある。

元請業者は、設計図書に基づき再生資源利用促進計画書（発生工事の場合）及び再生資源利用計画書（発生工事で「自ら利用」する場合及び利用工事の場合）を作成し発注者に提出するとともに、リサイクルを進める上で必要な手続きを行う必要がある。

【解説】

1) 発注者による利用促進計画書・利用計画書作成の指示と内容の確認

発生工事及び利用工事の発注者は、設計図書により「建設リサイクルガイドライン」に定められた再生資源利用促進計画書又は再生資源利用計画書の作成を元請業者に指示する。

なお、発生現場内で「自ら利用」する場合も、同様に再生資源利用計画書の作成を指示する。

発生工事及び利用工事の発注者は、元請業者から提出された再生資源利用促進計画書又は再生資源利用計画書が設計図書に基づき、適正、かつ的確な計画であること並びに建設汚泥及び処理土の土壌環境など生活環境保全上の支障の有無について確認する。

2) 元請業者による利用促進計画書・利用計画書の作成と提出

発生工事及び利用工事の元請業者は、発注者の指示を受け、設計図書に基づき「建設リサイクルガイドライン」に定められた再生資源利用促進計画書あるいは再生資源利用計画書を発注者に提出する。

なお、工事間利用の場合は、発生工事及び利用工事の発注者の間で十分な連絡・調整を行い、施工計画をたてて再生資源利用促進計画書及び再生資源利用計画書を作成する。施工計画段階における主な連絡・調整の内容を表3-4に示す。

処理土を再資源化施設（中間処理施設）から購入して利用しようとする場合、利用工事の元請業者は、処理土の品質及び安全性を確認する。

表3-4 施工計画段階における主な連絡・調整の内容

発生工事からの情報	利用工事からの情報
発生場所 発生時期と発生量 建設汚泥の土壌環境基準への適合性 処理方法と処理土の品質 （物理的品質と安全性等） 運搬方法	利用場所 利用時期と利用量 利用用途と処理土に対する要求品質 スtockヤード等の受け入れの条件
等	等

1：処理土の安全性に関する情報には、処理土の土壌環境に対する適合性、作泥材や処理のための凝集剤、改良材等の種類と量、処理土の安全性に関する試験結果等がある。

3) 元請業者によるリサイクルのための必要な手続きの実施

発生工事及び利用工事の元請業者は、発注者の承認のもとに必要な手続きを行う。
建設汚泥のリサイクルを行うための手続きには次のものがある。

(1) 「自ら利用」による場合

発生工事の元請業者は、必要に応じて県・政令市等の環境部局に連絡する。また、再資源化施設の種類及び規模に応じて産業廃棄物処理施設設置許可の申請手続きを行う。

(2) 「有償売却」による場合

発生工事の元請業者は、必要に応じて県・政令市等の環境部局に連絡する。また、再資源化施設の種類及び規模に応じて産業廃棄物処理施設設置許可の申請手続きを行う。

(3) 「個別指定制度」による場合

利用工事の元請業者が、「個別指定制度」の指定を受けようとする場合は、県・政令市等の環境部局と協議し、知事・政令市長等に再生利用業者指定の申請手続きを行う。

また、再資源化施設の種類及び規模に応じて産業廃棄物処理施設設置許可の申請手続きを行う。

(4) 現場外の再資源化施設を活用する場合

建設汚泥の再資源化を現場外の再資源化施設（中間処理施設）に委託する場合、発生工事の元請業者は、委託先の産業廃棄物処理業者の許可の条件を確認し、書面により委託契約を結ばなければならない。

3.1.3 施工段階

施工段階において、発生工事及び利用工事の元請業者は、建設汚泥のリサイクルが適正、かつ、的確に行われるよう施工管理を行う。

発注者は、これを監督するとともに、処理土の品質を証明する資料及びリサイクルの結果を確認し記録を保管する必要がある。

【解説】

1) 発注者による施工段階における監督

発生工事及び利用工事の発注者は、工事現場における責任者を明確にし、発注者と元請業者の協力体制を整備するとともに、工事中は適正、かつ、的確なりサイクルが行われるよう監督する。

発生工事及び利用工事の発注者は、処理土の品質、安全性等に関して元請業者に定期的に報告させ、これを相互に確認する。

2) 発注者による終了時における確認と記録の保管

発生工事及び利用工事の発注者は、元請業者に「建設リサイクルガイドライン」に定められた再生資源利用促進実施書又は再生資源利用実施書により、リサイクルの結果を報告させ、適正に的確なりサイクルが行われたことを確認し記録を保管する。

3) 元請業者による施工段階における管理

発生工事及び利用工事の元請業者は、建設副産物対策の責任者を明確にするとともに、発注者と元請業者・下請業者及び処理業者の協力体制を整備し、適正に的確なりサイクルが行われるよう管理を行う。

工事間でリサイクルする場合、発生工事及び利用工事の元請業者は、処理土の品質及び安全性等を定期的に確認し、発注者に報告する。

(1) 工事間で利用する場合

発生工事及び利用工事の元請業者は、建設汚泥を委託処理せず産業廃棄物管理票（マニフェスト）の交付が義務づけられていない場合であっても、適正処理の証明ツールとして活用することが望ましい。

(2) 再資源化施設から購入して利用する場合

利用工事の元請業者は、利用する資材の品質及び安全性を定期的に確認する。

(3) 委託処理を行う場合

発生工事の元請業者は、建設汚泥を委託処理を行う場合、その搬出にあたっては産業廃棄物管理票（マニフェスト）を交付し適正な管理を行う。

4) 処理土の品質及びリサイクル結果の報告と記録の保管

発生工事及び利用工事の元請業者は、施工時に行われる汚泥及び処理土の品質確認試験等（土壌環境基準等）の結果を発注者に書面で報告する。また、工事終了時に「建設リサイクルガイドライン」に定められた再生資源利用促進実施書又は再生資源利用実施書により、リサイクルの結果を発注者に報告し、記録を保管する。

3.2 個別指定制度の運用状況

個別指定の申請等に関しては、都道府県等ごとに規則を定めることとされており、運用状況等が各県、政令市等によって異なっている。

したがって、個別指定制度を利用して建設汚泥を活用する場合も、これらに応じた手続き等を行う必要がある。

【解説】

1) 個別指定の運用状況

個別指定制度の運用状況等は、都道府県等により異なっているが、その指定に際して、発生工事、利用工事双方の発注者が利用に関する責任をもつことが実質的に条件の一つとなっている。

したがって、書類上の申請者が元請施工者の場合であっても、利用工事、発生工事の発注者が連携し、都道府県等の所管部局と事業計画の策定段階から情報交換を行っておくことが、手続を円滑に進める上でも望ましい。

なお、中部地域における建設汚泥の個別指定制度の運用状況等は、表3-5のとおりである。

表3-5 中部地域における建設汚泥の個別指定制度の運用状況等

行政機関	運用状況等	個別指定の申請者
岐阜県	個別指定による再生利用は認める	汚泥の改良者（元請）
岐阜市	個別指定による再生利用は認める	汚泥の改良者（元請）
静岡県	個別指定による再生利用は認めていない （廃棄物処理業の許可取得を推奨している）	- - - - -
静岡市	個別指定による再生利用は認める	利用工事の発注者
浜松市	個別指定による再生利用は認める ただし、公共工事で発生した汚泥を他の公共工事で使用 する場合には「建設汚泥の再生利用指針（浜松市）」に従 うことにより、「個別指定」を受けなくても別の工事で利 用可能である。	利用工事の元請施工者
愛知県	個別指定による再生利用は認めている	利用工事の発注者
名古屋市	個別指定による再生利用は認める	利用工事の元請施工者
豊田市	個別指定による再生利用は認める	利用工事の発注者
豊橋市	個別指定による再生利用は認めていない （廃棄物処理業の許可取得を推奨している）	- - - - -
岡崎市	個別指定による再生利用は認める	利用工事の発注者
三重県	基本的に個別指定による再生利用は認めていない （廃棄物処理業の許可取得を推奨している）	- - - - -

（平成16年10月現在）

2) 個別指定制度の手続の概要

「個別指定制度」全体の流れについて建設汚泥の個別指定申請の流れの参考例を図3-2に示す。「個別指定制度」の申請にあたっては、「廃棄物処理法」の産業廃棄物処理施設設置許可申請が必要な場合がある。

なお、静岡県域（静岡市、浜松市を除く）、豊橋市域、三重県域などでは、個別指定制度の運用は実質的に行っていない。

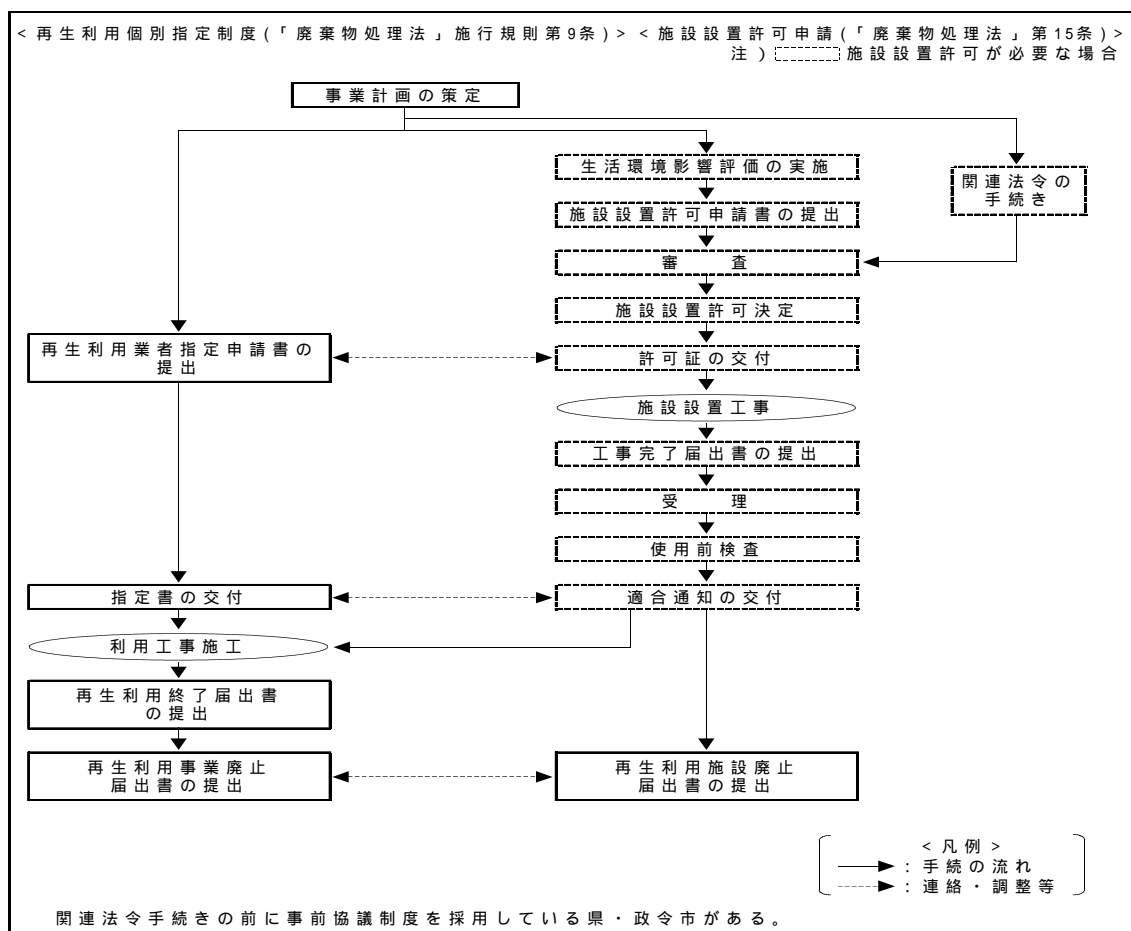
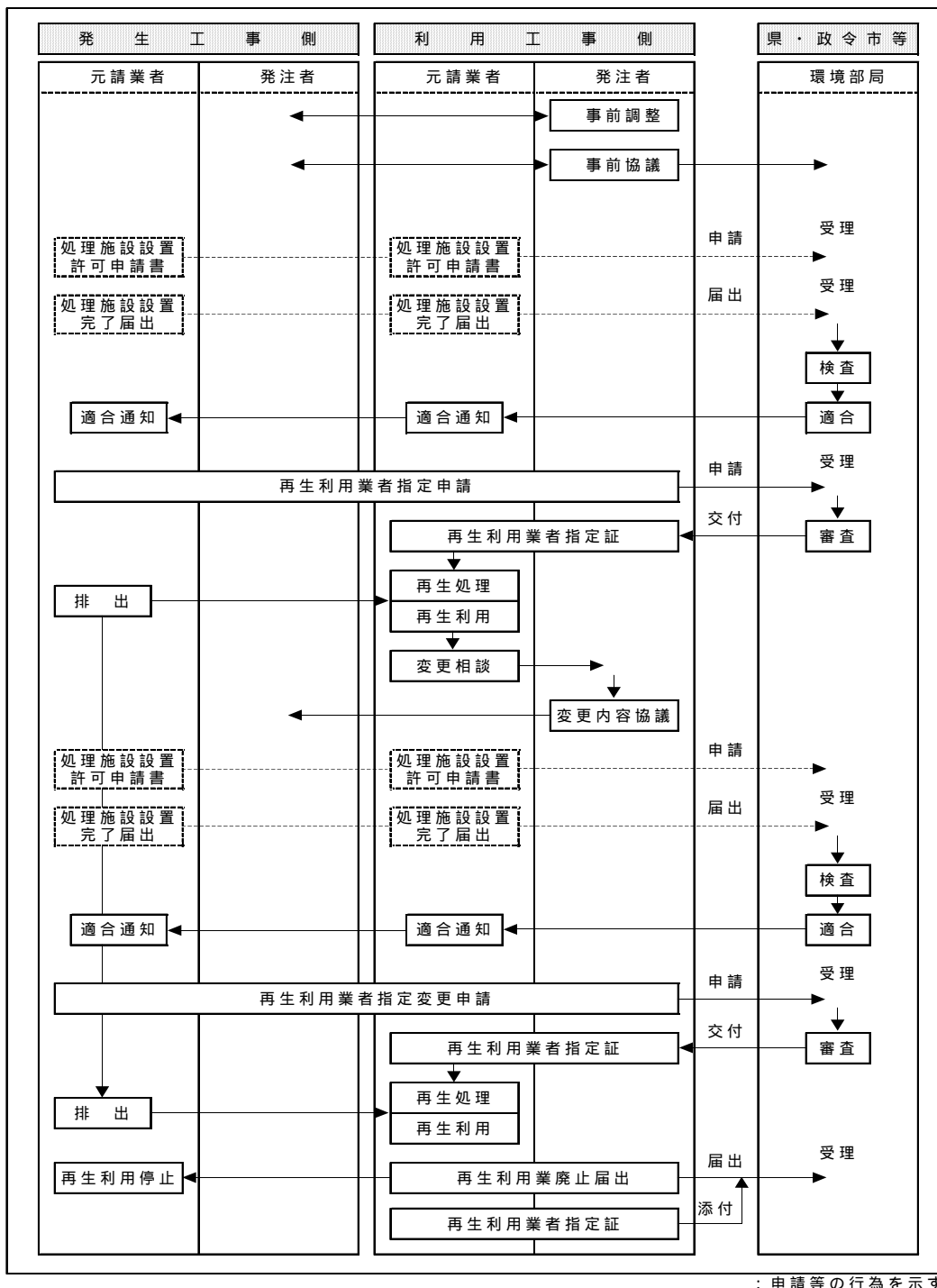


図3-2 建設汚泥の個別指定申請の流れの参考例

3) 個別指定制度の手続の詳細

個別指定に関する申請等については県・政令市等に規則を定めることとされている。このため、手続にあたっては、書類上の申請者が元請業者であっても、発生工事及び利用工事の発注者が連携し、県・政令市等の環境部局と事業計画の策定段階から情報交換を行うことが、手続を円滑に進める上でも望ましい。

再生利用個別指定制度の申請手続きの流れの参考例を図3-3に示す。



: 申請等の行為を示す

図3-3 再生利用個別指定制度の申請手続の流れの参考例

事前調整

発生工事及び利用工事の発注者は、建設汚泥の適切なリサイクルを進めるために、発生工事、利用工事及び再資源化施設の間で発生、利用及び処理に関して十分な情報交換を行う。

事前協議

発生工事及び利用工事双方の発注者が、建設汚泥の利用に責任を持つことが実質的に指定の条件の一つとなっていることから、県・政令市等の環境部局と事前協議を行うことが望ましい。（義務付けしている自治体もある）

再生利用業指定申請

再生利用業の個別指定を受けようとするときは、再生利用個別指定業指定申請書による申請を行わなければならない。

詳細は、平成6年厚生省通知衛産第42号に「個別指定の基準」、「個別指定の手続き」、「指定を受けた者の責務等」が示されているので参照のこと。ただし、「個別指定」は知事または政令市長が行うものである。したがって、自治体によって独自の条件が定められている場合があり、自治体の環境部局との連携を密にする必要がある。

平成6年厚生省通知衛産第42号 抜粋

再生利用業指定の基準

個別指定は、「廃棄物処理法」に基づく産業廃棄物処理業の許可制度の例外となるものであることから知事・政令市長が審査を行い再生利用されることが確実であると認められる産業廃棄物について次の要件を満たしている場合であって、産業廃棄物処理業の許可を不要とすることが必要であり、かつ適当であると判断される場合に限って行う。

再生利用業を受けた者の責務

1. 都道府県知事の個別指定を受けた者又は一般指定に係る業者団体等（第三の二の同意を得た業者団体等）は指定に係る産業廃棄物（以下「指定産業廃棄物」という。）の処理計画、処理状況等について、毎事業年度開始前に事業計画書を、また、毎事業年度終了後三月以内に事業報告書を、それぞれ都道府県知事に対し提出しなければならない。
2. 再生輸送業者は運搬車その他の運搬施設に、また、再生活用業者は処理施設に、当該指定を受けたことを示す表示を行うこと。
3. その他都道府県知事が指定に際して付した条件を厳守すること。
4. 再生輸送業者としての指定を受けた者は指定産業廃棄物の収集若しくは運搬を業とする者として、また、再生活用業者としての指定を受けた者は指定産業廃棄物の処分を業とする者として、それぞれ廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令（昭和四十六年法令第三号）第六条の二第一号及び第二号に規定する他人の産業廃棄物の運搬又は処分若しくは再生を業として行うことができる者に該当する。

指定を受けた者は、法第一八条に規定する報告徴収及び第一九条に規定する立入検査の規定が適用されること。

再生利用業指定変更申請

「再生利用業者」が「個別指定」の事業範囲を変更しようとするときは、知事又は政令市長に当該指定の範囲の変更申請をしなければならない。詳細は、平成6年厚生省通知衛産第42号「再生利用個別指定業者に関する準則」を参照のこと。

再生利用業廃止届出

「再生利用業者」が「個別指定」の事業範囲の全部若しくは一部を廃止するときは、再生利用個別指定業廃止届出に指定証を添えて届け出なければならない。詳細は、平成6年厚生省通知衛産第42号「再生利用個別指定業者に関する準則」を参照のこと。

3.3 再資源化施設設置の申請手続

建設汚泥の再資源化施設は、「廃棄物処理法」に基づく産業廃棄物処理施設の設置許可が必要な場合がある。一定の種類及び規模以上の再資源化施設を設置しようとするものは、「廃棄物処理法」に基づき知事又は政令市長の許可を受けなければならない。

【解説】

1) 再資源化施設設置申請の手続の概要

建設汚泥を再資源化する施設のうち、廃棄物処理法の設置許可対象施設に該当するものは、産業廃棄物処理施設（中間処理施設）として県又は政令市長等の施設設置許可が必要となる。（設置対象許可施設については、1.4.3を参照）

この場合、再資源化施設を設置しようとする者は、「廃棄物処理法」に定めるところにより、知事又は政令市長の許可を得るとともに、「廃棄物処理法」に定める基準に従い、再資源化施設を設置し適切に維持管理しなければならない。

なお、その再資源化施設設置及び維持管理に関する計画が当該施設に係る周辺地域の生活環境の保全について適正な配慮がなされていなければならない。また、再資源化施設はその規模により、「廃棄物処理法」以外に、大気汚染防止法、騒音規制法、振動規制法等の関連法令に定められた基準に従わなければならない。詳細は、「建設廃棄物処理指針」「8.2 中間処理施設」を参照のこと。

2) 産業廃棄物処理施設設置の申請手続の全体の流れ

産業廃棄物処理施設設置の申請手続の流れの参考例を図3-4に示す。手続の流れについては、各県、保健所設置市において、要綱などで独自の手続きを定めている場合があるので、設置場所の県・市に相談する。

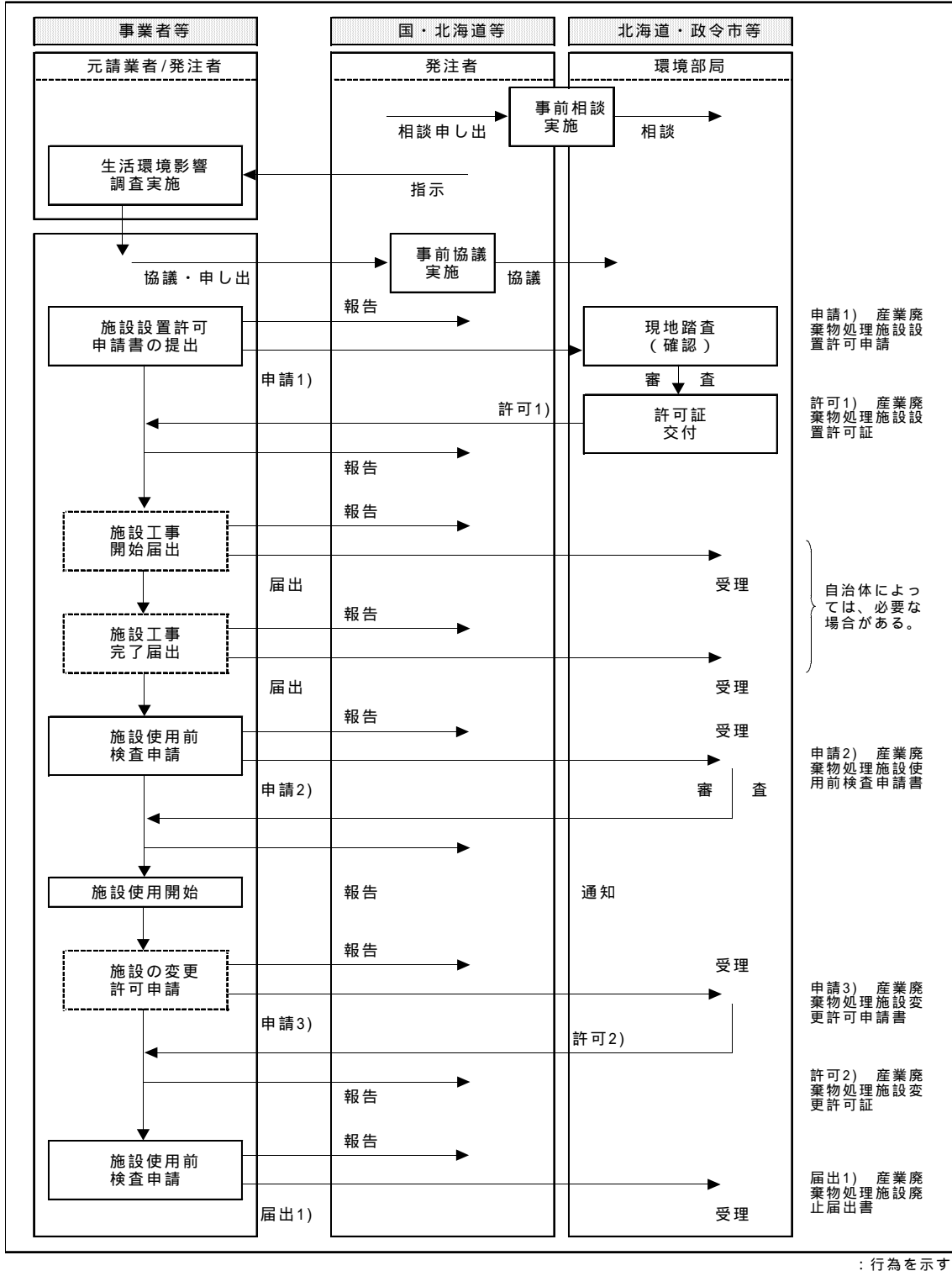


図 3 - 4 産業廃棄物処理施設設置の申請手続の流れの参考例

事前協議

産業廃棄物処理施設の設置許可取得には、期間を要する場合が多いので、企画・設計段階から、工事の発注者が建設汚泥の再生利用計画について県・政令市等の環境部局との間で、建設汚泥の再生利用先の工事計画情報を踏まえ、再資源化施設の設置に関する事項について事前協議を行う。

生活環境影響調査実施

再資源化施設の設置にあっては、「廃棄物処理法」に定める生活環境影響調査を実施し、その結果を許可申請書に添付しなければならない。調査を行う事項は、再資源化施設の稼働、建設汚泥の搬出入及び保管に伴って生じると考えられる大気汚染、水質汚濁、騒音、振動又は悪臭に係る事項であり、施設の種類、規模等を勘案して必要な調査項目を選定することが必要である。詳細は、平成12年衛産第79号「3.生活環境影響調査書」を参照のこと。

産業廃棄物処理施設設置許可申請

元請業者は、産業廃棄物処理施設設置許可申請書に必要な事項を記入し、再資源化施設の設置する所轄の知事又は政令市長に申請を行う。詳細は、平成12年衛産第79号「廃棄物処理施設設置許可の手続き」を参照のこと。

産業廃棄物処理施設使用前検査申請

元請業者は、産業廃棄物処理施設使用前検査申請書に必要な事項を記入し、産業廃棄物処理施設が竣工した後に施設を設置した所轄の知事又は政令市長に関係図面等を添付して申請を行う。

産業廃棄物処理施設変更許可申請書

元請業者は、産業廃棄物処理施設変更許可申請書に必要な事項を記入し、再資源化施設の変更をうける所轄の知事又は政令市長に申請を行う。

産業廃棄物処理施設廃止届出

元請業者は、再資源化施設を設置した所轄の知事又は政令市長に申請を行う。

《個別指定制度の地方自治体の担当窓口》

一部未確認（網掛け部分）

岐阜県

担 当 窓 口	住 所 ・ 電 話 番 号
岐阜県 健康福祉環境部 廃棄物対策室	岐阜市藪田南 2 - 1 - 1 0 5 8 - 2 7 2 - 1 1 1 1
岐阜地域振興局 環境課	岐阜市司町 1 0 5 8 - 2 6 4 - 1 1 1 1
西濃地域振興局 環境課	大垣市江崎町 4 2 2 - 3 0 5 8 4 - 7 3 - 1 1 1 1
西濃地域振興局揖斐事務所 環境課	揖斐郡揖斐川町上南方 1 - 1 0 5 8 5 - 2 3 - 1 1 1 1
中濃地域振興局 環境課	美濃加茂市古井町下古井大脇 2 6 1 0 - 1 0 5 7 4 - 2 5 - 3 1 1 1
中地域振興局武儀事務所 環境課	美濃市生櫛 1 6 1 2 - 2 0 5 7 5 - 3 3 - 4 0 1 1
中地域振興局郡上事務所 環境課	郡上郡八幡町初音 1 7 2 7 - 2 0 5 7 5 - 6 7 - 1 1 1 1
東濃地域振興局 環境課	多治見市上野町 5 - 6 8 - 1 0 5 7 2 - 2 3 - 1 1 1 1
東濃地域振興局恵那事務所 環境課	恵那市長島町正家後田 1 0 6 7 - 7 1 0 5 7 3 - 2 6 - 1 1 1 1
飛騨地域振興局 環境課	高山市上岡本町 7 - 4 6 8 0 5 7 7 - 3 3 - 1 1 1 1
飛騨地域振興局益田事務所 環境課	益田郡萩原町羽根 2 6 0 5 - 1 0 5 7 6 - 5 2 - 3 1 1 1

岐阜市

担 当 窓 口	住 所 ・ 電 話 番 号
岐阜市 環境事業部 環境指導室	岐阜市神田町 1 丁目 1 1 番地 0 5 8 - 2 6 5 - 4 1 4 1

静岡県

担 当 窓 口	住 所 ・ 電 話 番 号
静岡県 環境森林部 環境総室 廃棄物リサイクル室	静岡市追手町9番6号 054-221-2424

静岡市

担 当 窓 口	住 所 ・ 電 話 番 号
静岡市 環境部 産業廃棄物対策課	静岡市追手町5番1号 054-221-1363

浜松市

担 当 窓 口	住 所 ・ 電 話 番 号
浜松市 環境部 廃棄物対策課	浜松市鴨江2丁目11の2 053-453-6110

愛知県

担 当 窓 口	住 所 ・ 電 話 番 号
愛知県 環境部 廃棄物対策課	名古屋市中区三の丸 3 - 1 - 2 0 5 2 - 9 6 1 - 2 1 1 1
尾張事務所 廃棄物対策課	名古屋市中区三の丸 2 - 6 - 1 0 5 2 - 9 6 1 - 7 2 1 1
海部事務所 廃棄物対策課	津島市西柳原町 1 - 1 4 0 5 6 7 - 2 4 - 2 1 1 1
知多事務所 廃棄物対策課	半田市出口町 1 - 3 6 0 5 6 9 - 2 1 - 8 1 1 1
西三河事務所 廃棄物対策課	岡崎市明大寺本町 1 - 4 0 5 6 4 - 2 3 - 1 2 1 1
豊田加茂事務所 廃棄物対策課	豊田市元城町 4 - 4 5 0 5 6 5 - 3 2 - 3 3 8 1
新城設楽事務所 廃棄物対策課	新城市字石名号 2 0 - 1 0 5 3 6 2 - 3 - 2 1 1 1
東三河事務所 廃棄物対策課	豊橋市八町通 5 - 4 0 5 3 2 - 5 4 - 5 1 1 1

受付け業務等は地方機関となります。

名古屋市

担 当 窓 口	住 所 ・ 電 話 番 号
名古屋市 環境局 事業部 産業廃棄物指導課	名古屋市中区三の丸 3 - 1 - 1 0 5 2 - 9 7 2 - 2 3 9 1

豊橋市

担 当 窓 口	住 所 ・ 電 話 番 号
豊橋市 環境部 廃棄物対策課	豊橋市今橋町 1 番地 0 5 3 2 - 5 1 - 2 4 0 6

豊田市

担 当 窓 口	住 所 ・ 電 話 番 号
豊田市 環境部 産業廃棄物課	豊田市西町 3 - 6 0 0 5 6 5 - 3 4 - 6 7 1 0

岡崎市

担 当 窓 口	住 所 ・ 電 話 番 号
岡崎市 環境部 廃棄物対策課	岡崎市十王町2丁目9番地 0564-23-6876

三重県

担 当 窓 口	住 所 ・ 電 話 番 号
三重県庁 環境部 廃棄対策室	三重県津市広明町13番地 059-224-2475